



製品ライセンスルールブック

第4版



ActiveImage Protector シリーズ ライセンスルール

－ 基本 －

- ActiveImage Protectorのライセンスは基本的に、各製品指定のバックアップ対象の台数につき 1 ライセンスといったライセンス体系となっています。
- ActiveImage Protectorは基本的にすべて永続ライセンスをご用意しています。

ActiveImage Protector 2022 Server



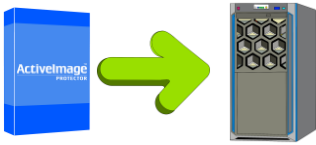
- ・ 1 台のサーバーに 1 ライセンス。または、1 台の仮想サーバーに1ライセンス。

ActiveImage Protector 2022 Desktop



- ・ 1 台のPCに 1 ライセンス。

ActiveImage Protector 2022 Linux



- ・ 1 台のサーバーに 1 ライセンス。または、1 台の仮想サーバーに1ライセンス。

ActiveImage Protector 2022 Virtual



- ・ 1 台のハイパーバイザーに 1 ライセンス。ゲストOSは無制限。

ActiveImage Protector 2022 vPack



- ・ ハイパーバイザー数にかかわらず、最大5台の仮想マシンに1ライセンス。

ActiveImage Protector 2022 Cloud



- ・ AWS/Azure/GCP/OCI上の最大5台の仮想マシンに1ライセンス。

ActiveImage Protector シリーズ ライセンスルール

－ 基本 －

ActiveImage Protector 2022 Cluster



- ・物理または仮想環境の2ノード構成からなる1クラスター環境に1ライセンス。

ActiveImage Protector 2022 IT Pro



- ・1名に1ライセンスで、1年間マシン台数無制限で利用可能。
バックアップ対象へインストール不可。

Actiphy Rapid Deploy / ActiveImage Deploy USB



- ・1回のデプロイで1ライセンス。

－ ケース別 －

○同一マシンを予備機として交換して運用



- ・運用するマシンと同一マシンを予備機として、電源が入っていない状態で保管、障害発生時には入れ替えて運用する場合、ライセンスは2台分必要となります。

○ディスクコピーで作成したディスクを別マシンで動作



- ・AIPを使用しているマシンのディスクをディスク間コピーで、ディスク自体へコピー、そのディスクを別のマシンに接続して使用する場合には、別途AIPのライセンスが必要です。

○ネットワーク共有フォルダのバックアップ

AIPのライセンス(Desktop/Linuxを除く)を所有している環境から、無制限のネットワーク共有フォルダを対象にファイル・フォルダ単位のバックアップをおこなえます。

※バックアップはファイルベースとなります。



ActiveImage Protector シリーズ ライセンスルール(物理 - 仮想) － ケース別 －

○物理マシン間のライセンス移行

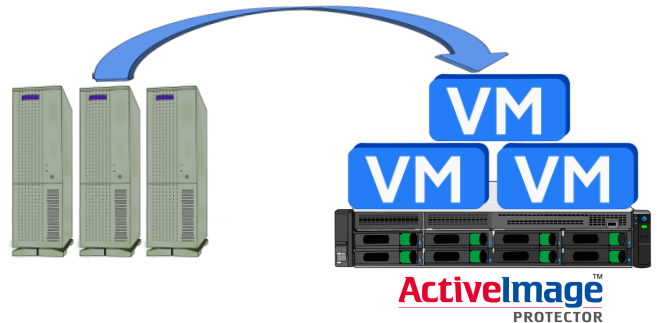
- 物理サーバーでAIPのライセンスを所有している場合、新しいサーバーにライセンスを移行して、継続した利用はこなえますが、移行元のサーバーが廃棄される場合のみライセンス移行が可能です。また既存環境を並行稼働する場合には、並行稼働分としてサブスクリプションのライセンスが必要となります



○物理マシンの仮想化

物理サーバー用のAIPライセンスを所有していない場合

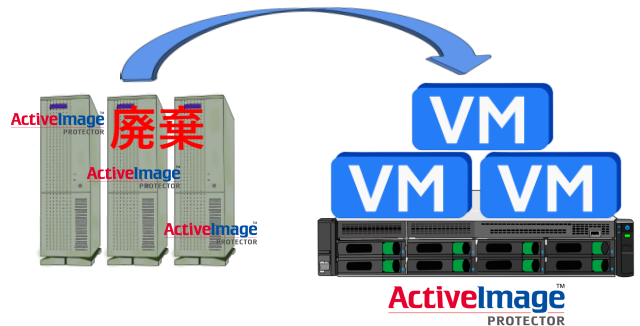
- 移行先ハイパーバイザーのホストに対して、AIP2022 Virtualを1ライセンス所有することにより、移行元の物理サーバーの台数に制限なく、移行が可能です。また既存環境を並行稼働する場合には、並行稼働分としてサブスクリプションのライセンスが必要となります。



○物理マシンの仮想化

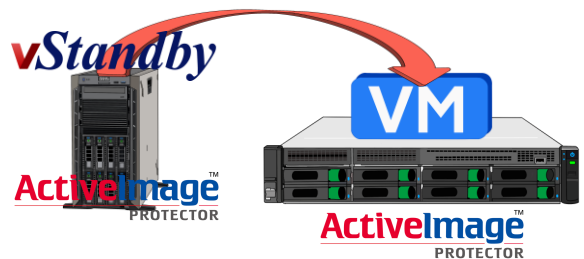
物理サーバー用のAIPライセンスを所有している場合

- すべての移行予定の物理サーバーに既にAIPのライセンスを所有、かつ移行後に移行元のサーバーを廃棄とする場合に限り、AIPライセンスの移行が可能です。ただし、仮想環境上で使用可能な機能は、AIP2022 Server相当となり、AIP2022 Virtualの機能で実装されている機能は使用できません。また既存環境を並行稼働する場合には、並行稼働分としてサブスクリプションのライセンスが必要となります。



○物理マシンの冗長化

- 物理サーバーにAIPをインストールし、機能の一つであるvStandbyで冗長化して運用する場合、コールドスタンバイ側の仮想マシンには、AIPがインストールされている状態でスタンバイマシンが作成されます。元の物理マシンを廃棄しない場合には、スタンバイマシン用のAIP2022 Serverが別途1ライセンス必要となります。待機サーバーを作成するハイパーバイザーに既にAIP2022 Virtualのライセンスを所有している場合には、新規のライセンスは必要ありません。

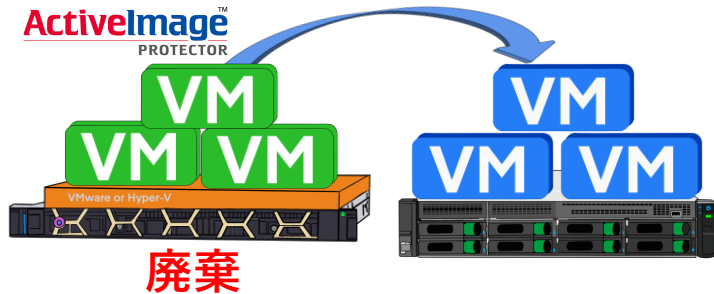


ActiveImage Protector シリーズ ライセンスルール(仮想 - 仮想) - ケース別 -

○仮想マシンの移行

AIP Virtualライセンスを所有している場合

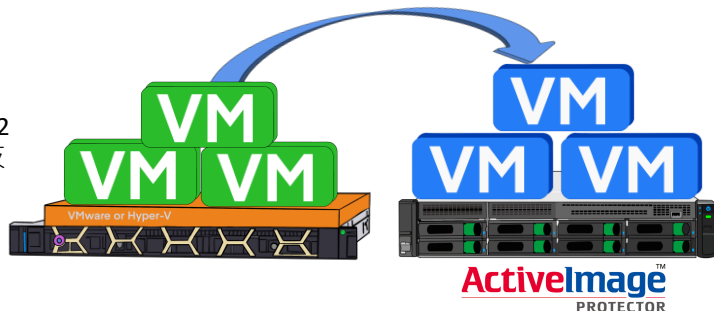
- ・移行元の仮想ホストが廃棄される場合のみ、新しいホストへVirtualライセンスを移行可能です。
また、既存環境を並行稼働する場合には、並行稼働分としてサブスクリプションのライセンスが必要となります。



○仮想マシンの移行

AIP Virtualライセンスを所有していない場合

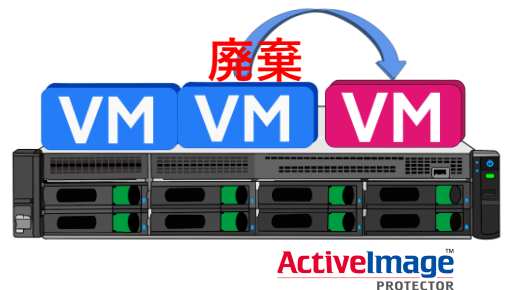
- ・移行先のハイパーバイザーのホストに対して、AIP2022 Virtualを1ライセンス所有することにより、移行元の仮想サーバーの台数に制限なく、移行が可能です。
これには、移行元のバックアップ用ライセンスは含まれません。移行元のバックアップ運用もする場合は、別途サブスクリプションライセンスが必要です。



○同一ホスト上の仮想マシンの廃棄

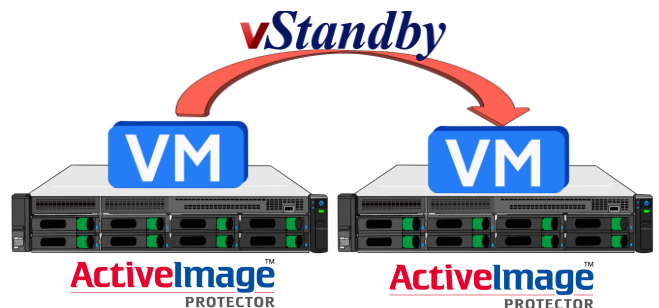
AIP Virtualを所有しているホスト上の場合

- ・AIP Virtualライセンスは、1ホスト1ライセンスでゲストOSは無制限です。そのため、ライセンスを所有している同一仮想ホスト上の仮想マシンのリプレイスについては、ライセンスの範囲内となり、追加ライセンスは不要です。



○仮想マシンの冗長化

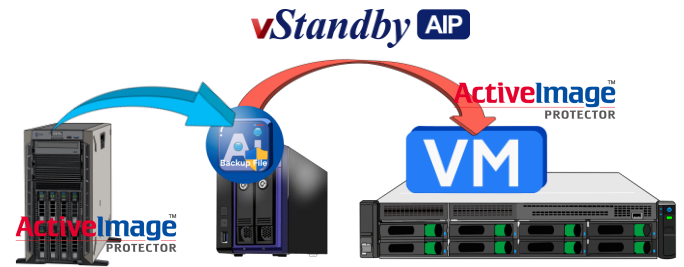
- ・AIP Virtualは1ホストにつき1ライセンス必要です。ライセンスを所有しているホストから、vStandbyなどを利用して異なるホストへ仮想マシンの冗長化をおこなう場合、冗長化先用にAIP Server以上が必要です。
複数台の冗長化構成の場合には、AIP Virtualが必要です。
なお、各仮想ホスト上に1台ずつの仮想マシンを起動させて冗長化をおこなう場合には、AIP Serverを2ライセンスでも対応可能です。
また、AIPで作成したバックアップファイルを使用して、V2Vなどをおこなった場合でも、移行先の仮想ホストのライセンスは必要となります。



ActiveImage Protector シリーズ ライセンスルール －ケース別－

○バックアップファイルから冗長化

- ・ AIPをインストールして取得したバックアップファイル
を利用し、vStandby AIP/HyperStandbyで冗長化をおこな
う際、元のマシンを廃棄しない場合には、スタンバイ
マシン用にAIPのライセンスが別途必要となります。



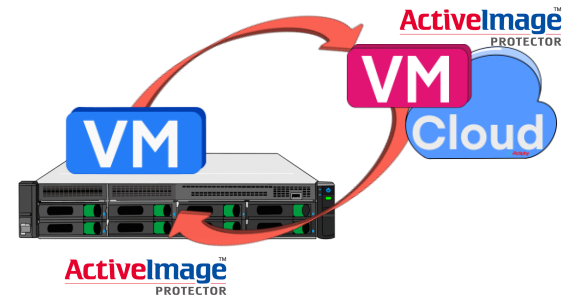
○HCI環境の場合

- ・ HCI環境の場合には、構成される全てのハイパーバイザー
にAIP2022 Virtualのライセンスが必要となります。ライセ
ンス登録されていないハイパーバイザーへ仮想マシンがマ
イグレーションされた場合、バックアップがおこなえなく
なるためです。



○オンプレミス－クラウド間のマシン移行

- ・ オンプレミス環境で取得したバックアップイメージを利用
して、AWS/Azure/GCP/OCI上の仮想マシンとして移行した
場合、クラウドサービス上のバックアップ/リカバリーを
おこなうには、AIP2022 Cloudのライセンスが必要です。
また、クラウドサービス上のマシンからオンプレミス環境
へ移行した場合には、オンプレミス用のライセンスである
AIP2022 Server/Virtual等が必要となります。



○3ノード以上の構成のクラスター環境

- ・ 3ノード構成以上の同一クラスターグループのクラスター
環境の場合には、追加ノードライセンスが必要です。
異なるクラスターグループでは追加ノードライセンスを正常に
アクティベーションすることはできません。



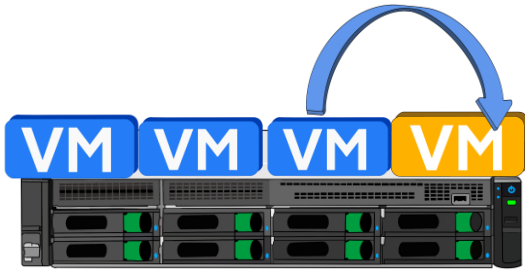
○エージェントレス運用における仮想マシンの冗長化

- ・ HyperAgentを使用して、エージェントレスで仮想マシンの
バックアップ運用をする場合、取得したバックアップファ
イルの仮想マシンにはAIPが含まれません。そのため、
HyperStandbyにより冗長化した場合でも、AIPライセンスの
追加は必要ありません。ただし、冗長化された仮想マシン
のバックアップをおこなう際に、冗長化先のハイパーバイ
ザーがバックアップ対象と異なるハイパーバイザーの場合
には、別途ライセンスが必要です。



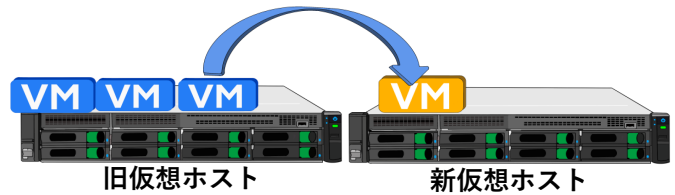
ActiveImage Protector シリーズ ライセンスルール －ケース別－

○仮想ホスト間のライセンス移行



- ・ AIPがライセンスされた仮想ホスト上の仮想マシンの新旧入替については、AIP Virtualライセンスの場合、1ホスト1ライセンスであるため、追加ライセンスは不要です。
またエージェントをインストールしたバックアップ運用において、AIPの対応OSの関係でAIP2018とAIP2022が混在する必要がある場合でも、追加のライセンスは必要ありません。

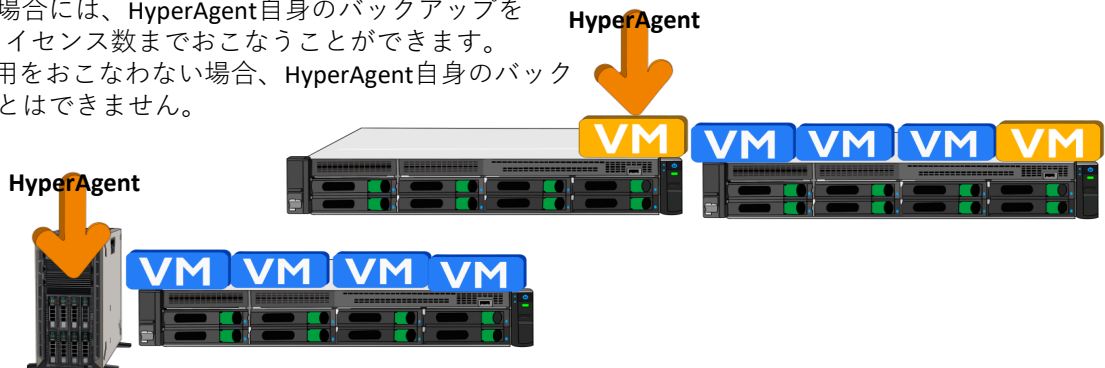
- ・ AIPがライセンスされた仮想ホストの移行について、新ホストに移行後、旧ホストも一定期間並行稼働させる場合、旧ホストのライセンスを新ホストへ移行すると、旧ホスト用のライセンスがありません。そのため、別途AIPのサブスクリプションライセンスを利用して、並行期間を運用する必要があります。



○HyperAgent自身のバックアップ

- ・ AIP2022 Virtualにおける仮想ゲストバックアップ用のプロダクトキーのアクティベーション、およびエージェントレスバックアップ運用には、仮想ホストに接続可能なマシンへ最低1台のHyperAgentをインストールする必要があります。
ライセンスを所有しているホスト、および当該ホスト上の仮想マシンにHyperAgentをインストールする場合、HyperAgent自身を対象に所有ライセンス数まで通常のバックアップ等が可能です。

異なるホスト上の仮想サーバー、または物理サーバーにHyperAgentをインストールしてエージェントレスバックアップをおこなう場合には、HyperAgent自身のバックアップをAIP2022 Virtual所有ライセンス数までおこなうことができます。
※HyperAgentでの運用をおこなわない場合、HyperAgent自身のバックアップをおこなうことはできません。



ActiveImage Protector シリーズ ライセンスルール －ケース別－

○Actiphy Boot Environment Builderで作成した起動メディアの使用範囲

- ActiveImage Protector に付属のActiphy Boot Environment Builderで作成した起動メディアは、ActiveImage Protector のライセンスを付与されているマシンでのみ、起動をおこない使用することが可能です。また、Linux ベースの起動媒体は、Windows/Linux OSのマシンで使用可能ですが、Windows PE/REベースの起動媒体は、Windows OSのライセンスを所持している環境でのみ起動して使用することができます。(システムリカバリー/コールドバックアップ/ファイルリカバリー他、すべての機能を含みます。)



○IT Proライセンスの範囲

- IT Proは人物にライセンスされます。登録されたエンジニアが1年間マシンの台数制限なく、手動操作でバックアップ/リカバリー/移行などをおこなうことができます。IT Proのメディアを複数作成して、同時に使用することはできません。また、登録されているエンジニアが、他のエンジニアにライセンスの貸出、譲渡をおこなうことはできません。



○Actiphy Rapid Deploy / ActiveImage Deploy USB **Actiphy™ Rapid Deploy** **ActiveImage™ Deploy USB**

- 購入したライセンス数に応じて、ライセンス保有会社で下記の処理が可能です。
 - 取得イメージのデプロイ (100ライセンスで100回)
 - ※イメージの取得はライセンス保有会社のみで、回数無制限。
 - ※USB配信、ネットワーク配信のどちらの方法でも同様に、ライセンス消費は1回につき1ライセンスとなります。



○Actiphy Rapid Deploy Plus / ActiveImage Deploy USB Plus

- Plusには2種類のライセンスが含まれており、上記の通常ライセンスにプラスして、ライセンス保有会社からみて、不特定多数のエンドユーザーに対して、マスターファイルを組み込んだリカバリー専用メディアを配布するライセンスが付属されます。

使用範囲のライセンス権利は、下記を参照してください。



- 購入したライセンス数に応じて、ライセンス保有会社で下記の処理が可能です。
 - 取得イメージのデプロイ (100ライセンスで100回)
 - ※イメージの取得はライセンス保有会社のみで、回数無制限。
 - ※リカバリー専用メディアの使用はライセンス保有会社ではおこなえません。納品先エンドユーザー専用ライセンスとなります。



- ライセンス保有しているSIベンダーなどにより納品されたパソコンに限り、Plusライセンスで作成、添付されたリカバリー専用メディアを使用して、回数制限なく、リカバリー（復旧）処理をエンドユーザー自身でおこなうことができます。
 - ※イメージファイルの作成はおこなえません。